
合同会社上進

弊社の 事業方針について

個人のお客様および法人のお客様へ

JOSHIN LLC BUSINESS POLICY

合同会社上進

東京都江東区門前仲町一丁目16番1号

代表社員 松原 丈

制定日 2024年1月12日 / 最終改定日 2026年8月30日

目 次

はじめに 私たちがこの方針を公開する理由	3
第1章 共通方針	3
1 独立性についての宣言	3
2 私たちの姿勢	3
3 ステレオタイプに囚われないという約束	4
4 個人情報および秘密の保持	4
5 反社会的勢力の排除	4
6 苦情およびご相談の窓口	4
第2章 個人のお客様に対する方針	5
1 私たちの支援について	5
2 支援の範囲	6
3 医療に関するご注意	6
4 専門職の独占業務に関する取扱い	6
5 記録の取扱い	7
6 ご同意と、ご同意の撤回	7
7 料金についての考え方	7
第3章 法人のお客様および提携パートナーに対する方針	7
1 私たちが取り組む課題	7
2 二つの募集	8
3 販売活動における遵守事項	9
4 私たちが契約件数を成果の基準とする理由	9
5 ICT事業の方針	10
6 情報セキュリティと生成AIの取扱い	11
7 知的財産権、再委託および法令の遵守	11
第4章 むすびに 合同会社上進という会社について	12

本書は、合同会社上進の事業の内容および事業運営上の姿勢を定めたものです。個人情報の取得、利用目的、第三者への提供、安全管理措置および開示等のご請求の手続につきましては、別冊「弊社の個人情報保護方針について」に定めております。あわせてご参照ください。

はじめに 私たちがこの方針を公開する理由

事業の内容は、ホームページをご覧くださいければわかります。しかし、その事業をどのような姿勢で営んでいるのかは、外からは見えません。

合同会社上進は、心の問題を抱えた個人の方から、販路や開発の課題を抱えた企業まで、性質の異なるお客様と向き合っています。共通しているのは、いずれも相手が困っている状態でお会いするという点です。困っている相手に対してどう振る舞うかに、その会社の本質が表れると考えています。

本書は、当社が何を引き受け、何を引き受けないのか、そしてどのような基準で判断するのかを明らかにするものです。お取引をご検討いただく際の判断の材料としてお読みください。

第1章 共通方針

1 独立性についての宣言

合同会社上進は、宗教団体、政治団体、および特定の思想や信条を掲げる団体のいずれからも完全に独立しています。いかなる団体からも指示、支配、資金面での影響を受けることはなく、また特定の政治的立場や信仰をお客様に働きかけることも一切ありません。

当社の判断の基準は、その活動が社会に必要とされているかどうか、そして目の前の方の生活が実際に良くなるかどうか、その一点のみです。社会に必要とされるサービスを、より多くの皆様に届けること。それが当社のポリシーです。

2 私たちの姿勢

当社は、誠実さと素直さ、そして謙虚さを持ち続けます。

反対意見を敵とみなしません。異なる立場からのご指摘は、自社の視野の外側を教えてください。貴重な情報です。組み込むべきものは組み込み、改めるべきものは改めます。組み込まない場合には、なぜ組み込まないのかをご説明します。

情報は食欲に追い求めます。制度は変わり、技術は進み、社会の前提も動きます。昨日まで正しかった手順が、今日も正しいとは限りません。当社は、あらゆる当たり前の前で一度立ち止まってその妥当性を疑い、日々改善し、進化し続けます。

3 ステレオタイプに囚われないという約束

当社は、人を属性で判断しません。

年齢、性別、国籍、職歴の有無、疾患名、障害の種別、生活保護の受給歴、学歴、家族構成。こうした属性から、その方の能力や意欲や将来を推し量ることはいたしません。同じ診断名がついていても、必要な支援は一人ひとり異なります。同じ業種の企業であっても、抱えている課題は同じではありません。

このタイプの人はこうだという枠組みは、支援の現場では判断を誤らせ、事業の現場では機会を見落とさせます。当社は、目の前の事実と、ご本人やご担当者から伺った言葉を出発点とします。

4 個人情報および秘密の保持

当社は、業務上知り得たお客様の情報について、個人情報にあたらぬ情報を含め、契約の終了後も期限を定めることなく秘密保持義務を負います。従業者および業務委託先とは、業務の開始にあたり、秘密保持に関する契約または誓約書を締結しています。

個人情報の取得、利用目的、第三者への提供、安全管理措置、開示等のご請求の手続につきましては、別冊「弊社の個人情報保護方針について」に定めています。

5 反社会的勢力の排除

当社は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者と、一切の関係を持ちません。

不当な要求に対しては、担当者個人に対応させることなく、組織として毅然と対応し、必要に応じて警察、弁護士その他の専門機関と連携します。取引の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には、催告を要することなく、直ちに契約を解除します。

6 苦情およびご相談窓口

合同会社上進

所在地 東京都江東区門前仲町一丁目16番1号

メール support@joshinllc.jp

受付時間 毎日9時から19時まで

いただいた苦情は、必ず代表社員まで報告され、内容と対応の経過を記録します。当社にとって苦情は、方針を改めるための最も価値のある情報です。

第2章 個人のお客様に対する方針

1 私たちの支援について

心だけではなく、その人を取り巻く生活まで支える。これが当社の支援の基本的な考え方です。

精神的な困難の背景には、仕事、収入、住居、家族関係、福祉制度、人間関係、社会からの孤立など、さまざまな問題が複雑に関係しています。

合同会社上進が行うのは、お話を伺うことだけにとどまらない、心理社会的な包括支援です。医療職や心理職に代わって治療や心理療法を行うのではなく、医療、福祉、行政、就労、地域生活といった領域の間に生じる支援のすき間をつなぎ、診察室の外にある現実の問題を、当事者の方とともに整理していきます。

現在の医療制度では短時間の診療が中心であり、生活、制度、社会復帰までをカバーすることは構造的に困難です。当社は医療を補完する立場として、診断と治療に並行して、生活の安定から社会復帰までを一貫して支援します。

当社が行うことは、次のとおりです。

- ・継続的なご相談への対応
- ・状況の整理と課題の見える化
- ・利用できる制度や社会資源のご提案
- ・医療機関や行政機関等との連携
- ・手続きや相談先への橋渡し、および必要に応じた同行
- ・問題が解決するまでの長期的なお付き合い
- ・状況の変化に応じた段階的な支援

最初は、少し聞いてみたいという程度で構いません。お困りごと、見えそうな支援、不安なこと、つらい症状のこと。まずはお気軽にお聞かせください。情報をお伝えするだけの関係ではなく、対話を重ねながら、必要な支援を一緒に考えてまいります。

2 支援の範囲

当社のサービスは、既存のサービスや支援が行き届いていない領域を包括的に補完するものです。既存の制度や専門職を代替するものではありません。

したがって、次のことは行いません。

- ・ 診断、治療、心理療法、薬剤の処方その他の医療行為
- ・ 法律事務、すなわち法律相談、交渉の代理、法律文書の代理作成等
- ・ 社会保険および労働保険に関する申請書類の作成代行ならびに提出代行
- ・ ご本人の意思に反する関係機関への連絡
- ・ 特定の宗教、政治団体、思想への勧誘

3 医療に関するご注意

当社の支援は医療行為ではなく、医療を包括的に補うことによって治療効果を最大化するものです。診断、治療、薬剤の処方などの医療行為は行いません。

心身の不調を感じておられる場合は、まず医療機関を受診し、医師の指導のもとで当社の支援をご利用ください。

主治医の治療方針と当社の支援が矛盾することのないよう、必要に応じて、ご本人の同意を得たうえで主治医と情報を共有します。

4 専門職の独占業務に関する取扱い

医師法第17条、弁護士法第72条、社会保険労務士法第27条その他の法令により、特定の資格を有する者にのみ認められている業務があります。当社はこれらの独占業務を行いません。

ご相談の内容がこれらの領域に及ぶ場合、当社は必ず有資格の専門家へお繋ぎします。自社でできると言って抱え込むことはいたしません。

橋渡しにあたっては、どの機関に何を相談すべきかの整理、相談に臨む前の情報の準備、必要に応じた同行を行います。適切な専門家へ確実に繋ぎすることそのものが、当社の重要な支援のひとつです。

5 記録の取扱い

支援の継続性と質を担保するため、ご相談の内容は記録として保存します。記録は当社が内製した記録管理システムで管理し、アクセスできる者を担当者および管理責任者に限定しています。

記録の内容は、別冊の個人情報保護方針に定める場合を除き、第三者に開示いたしません。ご本人からのご請求により、記録の開示および訂正を求めることができます。

6 ご同意と、ご同意の撤回

支援の開始にあたっては、支援の内容、情報の取扱い、料金についてご説明し、ご同意をいただきます。

ご同意は、いつでも撤回することができます。撤回されたことを理由に、不利益な取扱いをすることは一切ありません。撤回の時点で関係機関との連携が進行している場合には、その連絡の方法を含め、ご本人のご意向に沿って対応します。支援の終了をご希望の場合も、理由をご説明いただく必要はありません。

7 料金についての考え方

メンタルヘルス支援は、当社にとって収益事業ではありません。

この領域は、必要としている方ほど費用を負担できないという構造的な問題を抱えています。当社はこの支援を社会貢献活動と位置づけ、事業の継続に必要な範囲の費用のみをご負担いただく考え方をとっています。

料金は事前に明示し、ご説明のうえご同意をいただいてから支援を開始します。事前のご説明にない費用を、後から請求することはありません。

第3章 法人のお客様および提携パートナーに対する方針

1 私たちが取り組む課題

世の中には、優れた商品やサービスを持ちながら、それを届ける手段がないために埋もれてしまっている事業者が数多く存在します。その一方で、高い営業力と販売力を持ちながら、扱うべき良質な商材と出会っていない企業や個人も、同じだけ存在します。

この二つが結びつかないことこそが、社会的な損失です。

合同会社上進は、この間に立ち、双方にとって成果の出る形で結びつける役割を担います。

2 二つの募集

商品やサービスを売ってほしい企業様と、商品やサービスを売りたい企業様、個人様。当社はそのどちらも同時に募集しています。

商品やサービスを売ってほしい方へ

自社の商品やサービスの販路を広げたい、営業の人手が足りない、新規開拓の突破口がほしい。そうした課題をお持ちの企業および個人事業主の方からのご相談を承ります。報酬の形態は成果報酬、固定報酬を問わず、商材の特性、ご予算、ご状況に応じて、すり合わせのうえ決定します。

次のような方が対象です。

- ・ 自社商品の販路を全国に広げたい
- ・ 営業人員を採用せずに販売網を拡大したい
- ・ 新商品の試験的な販売を行いたい
- ・ 既存の代理店網が機能しておらず、見直したい

商品やサービスを売りたい方へ

営業代行を営んでおられる方、副業として販売活動を行いたい個人の方、既存事業との相乗効果が見込める商材を探しておられる法人の方のご参加をお待ちしています。報酬は原則として成果報酬型とし、契約の獲得件数に連動します。具体的な条件は、ご状況を伺ったうえで、双方にとって最善となるよう協議して決定します。

次のような方が対象です。

- ・ 営業代行として新たな取扱商材を増やしたい
- ・ 既存のお客様に提案できる商材を探している
- ・ 独立や副業の柱となる商材を持ちたい
- ・ 特定の業界への販売チャネルを活かしたい

3 販売活動における遵守事項

当社および提携パートナーは、次の事項を厳守します。

- (1) 事実と異なる説明や、断定的な判断の提供を行わないこと（特定商取引に関する法律、消費者契約法）
- (2) 実際のものより著しく優良である、あるいは著しく有利であると誤認させる表示を行わないこと（不当景品類及び不当表示防止法）。効果や実績に関する表示は、合理的な根拠となる資料を保有している範囲に限ります
- (3) 訪問販売または電話勧誘販売に該当する場合には、法定の書面交付義務およびクーリングオフに関するご説明を確実に履行すること
- (4) 商談で知り得た情報を、当該商談以外の目的に流用しないこと
- (5) お断りになった相手方に対して、重ねて勧誘を行わないこと

パートナーによる法令違反、または当社の信用を毀損する行為が確認された場合、当社は直ちに契約を解除します。

また、当社が業務を委託する場合には、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）の定めに従い、業務の内容、報酬の額、支払期日その他の取引条件を、書面または電磁的方法により明示します。あわせて、中小受託取引適正化法（2026年1月1日施行。旧称は下請代金支払遅延等防止法）が定める取引適正化の水準を自主的な基準として遵守し、発注後の一方的な減額、支払いの遅延、著しく低い対価の設定は行いません。

4 私たちが契約件数を成果の基準とする理由

営業代行の報酬をアポイントの件数で設定すると、契約につながらない質の低いアポイントが積み上がるだけになりがちです。アポイントそのものが目的になってしまえば、パートナーの意識はとにかくアポを取ることに向かい、本来の目的である契約の獲得からずれていきます。

当社は契約件数を成果の基準とすることで、パートナーの動機とクライアントの目標を一致させます。アポイントの設定から商談の進め方、そして契約の締結までを一本の線でつなげることにより、双方にとって意味のある成果を実現します。結果に責任を持つからこそ、互いの利益が最大になると考えています。

アポの数ではなく、契約の数。それが当社の約束です。

5 ICT事業の方針

当社のICT事業は、現場型の心理支援で培った、人と組織の課題を構造から捉える力を基盤としています。そのうえで生成AIを安全かつ効率的に活用し、業務システムとロボティクスの両面から社会課題の解決に取り組む事業です。

事業の中心は、民間企業、個人事業主、個人のお客様からのご依頼による、ソフトウェアおよびウェブシステムの構築と受託開発です。ご要望の聞き取りから要件定義、設計、開発、保守まで、一貫して自社で手掛けます。

対応する領域は次のとおりです。

ホームページの制作

企業、団体、個人のホームページについて、デザインから公開、保守まで一貫して対応します。

ランディングページの制作

集客、問い合わせ、申し込みに特化したページを、成果につながる構成で設計します。

勤怠管理システム

従業員の出退勤を記録し集計する業務システムで、労務管理の手間を大きく軽減します。

カルテ、記録管理システム

支援記録や利用者情報を安全に記録し管理するシステムで、機微な情報の取扱いに配慮した設計です。

日記アプリケーション

日々の記録を手軽につけられる、続けたくなる簡潔な設計を目指しています。

予定連携型の日記システム

AIを用いて予定やスケジュールと連携し、日記を自動で整理して振り返ることができる仕組みです。

受託開発は、従来は高額とされてきた領域です。しかし生成AIの技術革新により、開発の費用を構造的に圧縮し、効率的に開発を進めることが可能になりました。当社はこの技術をいち早く開発の工程に導入し、安全性の検証を経たうえで活用しています。技術の進歩によって生まれた利益は、価格という形でお客様に還元されるべきだと考えています。

またロボティクスの領域では、現場での同行支援を通じて蓄積した、人が回復していく過程についての知見を、生成AIの会話技術とロボティクスに実装する開発に取り組んでいます。

6 情報セキュリティと生成AIの取扱い

データの保管

お預かりした情報は、国内の安全なサーバー、およびGoogle等の世界的に信頼のある堅牢なサーバーに保管します。外国に所在するサーバーで取り扱う場合には、当該国の個人情報の保護に関する制度を把握したうえで、必要な安全管理措置を講じます。

設計の方針

内閣サイバーセキュリティセンターが定める政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を参照し、官公庁の調達要件に対応しうる設計方針をとっています。アクセス制御、通信および保管データの暗号化、ログの取得と保全、脆弱性への継続的な対応を、標準として実装します。

生成AIの利用ルール

当社は開発の工程に生成AIを活用していますが、次のルールを厳守します。

- ・お客様からお預かりした機密情報および個人情報を、入力した内容が学習に利用される設定のサービスに入力しないこと
- ・生成された内容は必ず人が検証し、検証を経ないまま納品物に反映しないこと
- ・活用の範囲について、ご要望に応じて事前に開示すること

自社での実践

当社は、自社の労務管理システム、および機微な情報を扱う記録管理システムを、内製で開発し運用しています。自社の従業員の個人情報と、支援の現場で扱う最も慎重な取扱いを要する情報を、自社で開発したシステムに預けているという事実が、当社の技術力と情報管理体制に対する何よりの裏付けです。

7 知的財産権、再委託および法令の遵守

知的財産権の帰属

納品物の著作権その他の知的財産権の帰属は、個別の契約で明確に定めます。原則として、対価の完済をもってお客様に移転します。ただし、当社が従前から保有する汎用的な技術、ライブラリおよびノウハウは、当社に留保します。

再委託

再委託を行う場合には、事前にお客様の承諾をいただきます。再委託先には、当社が負う秘密保持義務および安全管理義務と同等の義務を課し、当社が管理の責任を負います。

契約終了後の取扱い

契約が終了した際には、お客様のご指示に従い、お預かりしたデータを返却するか、復元が不可能な方法で消去し、その旨をご報告します。

法令の遵守

当社は、個人情報保護法、不正競争防止法、著作権法、電気通信事業法、中小受託取引適正化法、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守します。

第4章 むすびに 合同会社上進という会社について

合同会社上進は、2017年に始まった現場での支援活動を出発点とし、2024年1月に法人として設立された会社です。

当社の原点は、制度と制度のはざまで、誰にも気づかれぬまま孤立していく方々を、実際に目の前で見てきたことにあります。職場へ、病院へ、役所へ、裁判所へ、警察署へ。書類の書き方をお伝えするのではなく、実際に隣に座り、一緒に手続きを進めてまいりました。現場に立ち会ってきた者にしか見えない構造がある。これが当社の確信です。

その確信は、二つの事業として形になっています。

ひとつは、心理社会的支援です。診察室の中だけでは解けない問題を、生活の側から解いていく。医療を代替するのではなく、医療が構造的にカバーできない部分を引き受ける。この領域を収益事業にしないと決めているのは、必要な方に届かない支援には意味がないからです。

もうひとつは、ICT事業です。現場で見てきた非効率と、そこで失われていく人の時間を、技術によって減らす。生成AIによって開発の費用が下がった今、これまで自社には手が届かないと諦められてきた業務システムを、必要とされる事業者にお届けできる時代になりました。そして販売パートナー事業では、良いものを持つ方と、それを届ける力を持つ方を結びつけます。

一見ばらばらに見えるこれらの事業は、本来つながるべきものがつながっていないという、同じ構造的な課題に向き合っています。支援と生活。技術と現場。良質な商材と、それを届ける力。当社は、そのすき間に立つ会社です。

当社は、特定の団体にも、特定の思想にも属していません。誰かの都合ではなく、目の前の課題そのものに向き合うためです。そして、自分たちが常に正しいとも考えていません。だからこそ、ご指摘を歓迎し、疑い、改め続けます。

本方針に関するご意見およびご指摘は、第1章6に記載の窓口までお寄せください。すべて代表社員が確認いたします。

制定日 2024年1月12日

最終改定日 2026年8月30日

合同会社上進 代表社員 松原 丈